

住民税非課税世帯等 支援給付金

福祉課 ☎ 66-1104

ID 0290775

支給額 1世帯3万円

対象・提出書類

①住民税非課税世帯

対象と思われる方に郵送する確認書などを返送してください。

②家計急変世帯(直近1カ月で

①相当に収入が減った世帯)

福祉課に申し出てください。

締切 9月30日(消印有効)

問合せ 臨時特別給付金事務局(市役所北棟2階第3会議室) ☎ 66-1224

子どもの人権電話相談

市民課 ☎ 66-1110

いじめ、虐待など、子どもの人権に関わる悩み・心配などの相談に応じます。相談内容は秘密厳守です。ひとりで悩まず、気軽に相談してください。

とき 8月23日(日)～29日(日)

平日：午前8時30分～午後7時、(日)：午前10時～午後5時

相談専用電話

子どもの人権110番(☎0120-007-110)

問合せ 名古屋法務局人権擁護部(☎052-952-8111(内線1471))

スタインウェイを弾こう！

市民会館 ☎ 67-5151

生涯学習課

とき 8月20日(日)

午前9時～午後5時

ところ 市民会館大ホール

対象 市内在住・在学の中・高生以上の方

※経験者または保護者同伴の場合は小学生も可。

参加費 1,000円(1区分1時間)

申し込み 8月6日(日)～電話で市民会館へ。

※楽器の持ち込みはできません。



愛知県在宅重度障害者手当等の所得状況届などを提出してください

福祉課 ☎ 66-1106

愛知県在宅重度障害者手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給中の方は、引き続き対象となるかを確認するため、所得状況届など提出する必要があります。受給者宛てに郵送された所得状況届と通知に記載の持ち物を持って、福祉課に提出してください。

提出期間 8月1日(日)～31日(日)

児童扶養手当などの 現況届を提出してください

子育て支援課 ☎ 66-1108

児童扶養手当・県遺児手当・市遺児手当・特別児童扶養手当の受給資格者の方は、引き続き対象となるかを確認するため、現況届を提出してください。

令和4年分の所得について申告してない方は、至急、申告してください。現在は所得超過で申請していない方も、前年中の所得によっては受給対象となる場合があります。該当すると思われる方はお問い合わせください。

提出期間

●児童扶養手当・県遺児手当・市遺児手当

8月1日(日)～31日(日)

●特別児童扶養手当

8月10日(日)～9月11日(日)

提出先 子育て支援課

※児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書が届いた方は、併せて提出してください。

母子家庭等出張就労相談

とき 8月21日(日)

午前9時～午後3時30分

ところ 子育て支援課

戦没者に黙とうを

福祉課 ☎ 66-1106

全国戦没者追悼式が行われます。それぞれの場所で戦没者を追悼し、黙とうをお願いします。

とき 8月15日(日)

正午～1分間



国・県の障害者手当未申請の方は手続きをしてください

福祉課 ☎ 66-1106

愛知県在宅重度障害者手当

ID 091380

対象 在宅であり、次のいずれかに該当する方

・身体障害者手帳1・2級の方

・療育手帳A判定の方

・身体障害者手帳3級と療育手帳B判定を併せてもつ方

※平成20年4月1日以降、身体障害者手帳や療育手帳を新たに単独で取得した65歳以上の方は対象外

手当月額

1種 15,500円、2種 6,750円

※1種とは、IQ35以下で、身体障害者手帳1・2級。その他の方は2種。

支給月 4・8・12月

特別障害者手当

ID 0193623

対象 20歳以上で、常時介護を必要とし次に該当する在宅の方

・身体障害者手帳1・2級程度の障害が2つ以上ある方

・IQ35以下で身体障害者手帳1・2級程度の障害がある方

・身体障害者手帳1・2級程度の肢体不自由の方 など

※認定には診断書による審査があります。

手当月額 27,980円(障害の程度に応じて加算あり)

支給月 2・5・8・11月

障害児福祉手当

対象 20歳未満で、常時介護を必要とし次に該当する在宅の方

・身体障害者手帳1・2級程度の障害のある方

・IQ20以下の方 など

※認定には診断書による審査があります。

手当月額 15,220円(障害の程度に応じて加算あり)

支給月 2・5・8・11月

【共通事項】

・所得制限により支給停止となる場合があります。

・施設入所などをした場合は資格喪失になります。

国外にいる方を扶養している方へ

税務課 ☎ 66-1116

国外にいる30～70歳の方を市民税・所得税の扶養親族とする場合は、令和5年～送金書類(38万円以上)が必要です。※留学生、障害者を除く。